



市議会ホームページ
QRコード

平成26年度一般会計決算を6年ぶりに認定

下水道事業特別会計決算は不認定、他の6特別会計決算は認定

平成27年度第3回定例会は、9月1日から10月1日までの31日間の会期で開催し、市長提出議案29件と委員会提出議案1件を議決しました。

一般質問では、23名の議員が5日間にわたり、市政運営に関して市長等と議論を交わしました。(2～6頁に掲載)

また、10月1日の本会議では各会派から一般会計決算議案に対する賛成・反対の討論が行われました。(6・7頁に掲載)



秋の実り (七重塔跡、西元町3-26)

平成26年度一般会計決算は6年ぶりに認定 下水道事業特別会計決算は不認定に

議会は決算議案の審査で、翌年度以降の健全な行財政運営に資するため、前年度の予算執行状況やその効果の評価を行います。

第3回定例会では、議案とともに監査委員の意見書、事務報告書等の資料が提出されました。

決算議案は、決算特別委員会(田中政義委員長、さの久美子副委員長を選出。議長と議員選出監査委員を除く22名で構成)を設置し、3日にわたり審査を行いました。

平成26年度決算は、一般会計では実質収支額11億5,450万円の黒字でしたが、前年度の実質収支額を差引いた単年度収支額は1億1,784万9千円の赤字となり、全会計総計の実質収支額も8億1,759万円の黒字でしたが、単年度収支額は8,891万6千円の赤字となりました。

委員会では、最初に一般会計決算の概要について資料に基づく担当の説明のあと、「枠配分方式をやめ部局積み上げ方式に改めた予算の評価と財政調整基金を積み増したこと、庁舎建設の基金との関係」「過去10年間の個人市民税の増減への見解」、臨時財政対策債に関連して「来年度、交付税不交付団体になった際の臨財償還の負担増への対応」「国へ地方の財源不足補償を求めるべき」との質疑があり、市長は「財政調整基金の積み増しのために金利が低い時期に臨財債を借りた。予定以上に基金の積み増しができ、今後も増が見込めることから、臨財債を借りずに予算編成していきたい」との表明がありました。

その他、「25年度と26年度で歳入額に10億円、予算額と決算額に5億円の差が生じた要因」「景気の動向と市民の経済状況」「市たばこ税減収傾向の確認と対策」「低金利地方債による市民負担軽減に配慮した財政運営」、第四次長期総合計画の達成状況に関連して「各事業に対する評価基準の曖昧性」「地域福祉活性化に関する諸項目の実績後退を踏まえた取組みの明確化」に関する質疑がありました。

歳入では、自転車駐車場使用料に関連して「各駐車場の収入と利用状況の明確化」「受益者負担の観点からの各駐車場の利用料設定」「アウトソーシングに関する計画と効果的な検証」「交通安全対策協議会の諮問事項とすることの適切性」の質疑があり、その他では「決算書でのふるさと納税のわかりにくさ」「スポーツ施設での予約システム導入」、史跡の駅のおもてなし

事業に関し「出納整理期間内に処理できなかったものを過年度収入で処理したことの違法性」を問われ、教育長から「昨年も監査委員から指摘を受け、不適切な事務執行がないよう研修を行ったが再度の指摘となった。改善に向け努力する」との表明がありました。

昨年に引き続き不適切な流用と分割発注

歳出では、人件費に関して「臨時職員の賃金を本来の事務事業以外から支出している」との監査委員からの指摘を受け、「法律で認められていない予算の款項をまたぐ流用では」との質疑があり、「款項をまたぐ流用ではないが別の事務事業で支出している。違法ではないが適切ではなかった」との認識が示されました。他にも予算の流用に関し「市の予算事務規則では予算補正せずに科目の新設ができるのは歳入のみ。予算補正せずに歳出の科目を新設した根拠」を問われ、「従前から行ってきた。今後は予算事務規則を改正し適切な事務執行を行う」との答弁がありました。また、流用が認められていない出納整理期間内の流用を3月中に行ったように見せる事務処理を指摘し、今後は職員の認識を深め、予算事務担当にも厳しくチェックする体制を構築するよう求め、市長からは「職員には法に基づき職務にあたること、過去からの事務処理を漫然と行わないことなどを改めて指示する」との表明がありました。また、前年度の監査委員意見書でも指摘があった分割発注に係る指摘が今年度もなされていたことから、再度厳しく指摘することとなりました。

その他、障害者センターの指定管理者に3年間で9,000万円の内部留保があったことに対し「指定管理の効果と、内部留保分返還」の質疑に対し、「今後、法人による市にとって有益な事業実施の上で、財務状況を見て協定の変更、精算も考えたい」との答弁がありました。

公平性を欠く下水道受益者負担を指摘

下水道事業特別会計決算では、長年納入されなかった受益者負担金を不納欠損にしたことに関して「一昨年の決算でも法的手段を執るよう指摘している。この間の対応を問う」との質疑に対し、法的手段を執らぬまま時効を迎えてしまったことが判明しました。

委員会一般会計・下水道特別会計を不認定

委員会では、以上の質疑を経て採決を行い、一般会計決算は賛成少数で「不認定」に、国分寺駅北口地区第一種市街地再開発特別会計決算と国民健康保険特別会計決算は賛成多数で「認定」に、下水道事業特別会計決算は賛成者なし

で「不認定」に、その他4特別会計決算は全員賛成で「認定」と決しました。

本会議一般会計は可否同数、議長は認定と裁決

本会議では、一般会計決算の採決に際し「枠配分方式から部局積み上げ予算としたことで改善された点が多い。実質収支8億円の黒字、公債費比率の縮減など財政状況を改善し、基金を大幅に積み増したことを評価する」「街路灯LED化、小学校体育館天井脱落対策、婦人科検診等の制度改正、市制施行50周年事業の成功を評価する」といった賛成討論があり、「障害者センター指定管理者に多額の内部留保があった。指定管理者に求める事業の再検討、適切な指定管理料の積算を求める」「監査委員から繰り返し指摘を受けながら改善されず、不適切な事務執行が行われている」「大型開発優先のため市民生活を支える施策を縮小・廃止し、市民に負担を押し付けている」といった反対討論がありました。採決では、一般会計決算は可否同数となり議長裁決の結果「認定」に、その他は委員会と同様の結果となりました。(一般会計決算議案の討論は6・7頁、賛否は8頁に掲載)

防犯カメラの設置及び運用に関する条例を全員賛成で可決

公共の場所の防犯カメラの設置及び運用に関する事項を定める条例提案がありました。

総務委員会では、「映像データの開示請求に対する適正な対応」を問われ、「国分寺市個人情報保護条例に基づき、適正に対応を行いつつ、市以外の設置者にも個人情報保護条例に基づく手続きを求める」との答弁がありました。また「通学路の防犯カメラ設置場所の決め方と常時撮影対象となる住民への意向確認」「市以外の設置者が目的外利用、外部提供を行った際の市への速やかな報告」「映像データの妥当な保管期間の設定」に関する確認と、「地域住民へのカメラ設置に係る事前周知の必要性と運用上での明文化」「防犯カメラ設置に際し運用基準を定めることとなる地縁団体の範囲」を問われ、「不明瞭な点はさらに検討を行い、逐条解説に明記し、市民に周知する」との答弁がありました。さらに「市が条例に違反した場合」を問われ、「個人情報保護審議会より市長に対して建議、勧告がなされる」との答弁がありました。

本会議では、「犯罪捜査への映像データ提供手続き」「東京都通学路防犯設備整備補助金要綱にある遵守事項との整合性」等の質疑がなされ、次ページに続く